

上北山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
令和2年度	人 479	千円 1,956,569	千円 264,788	千円 387,456	% 19.8	% 16.8

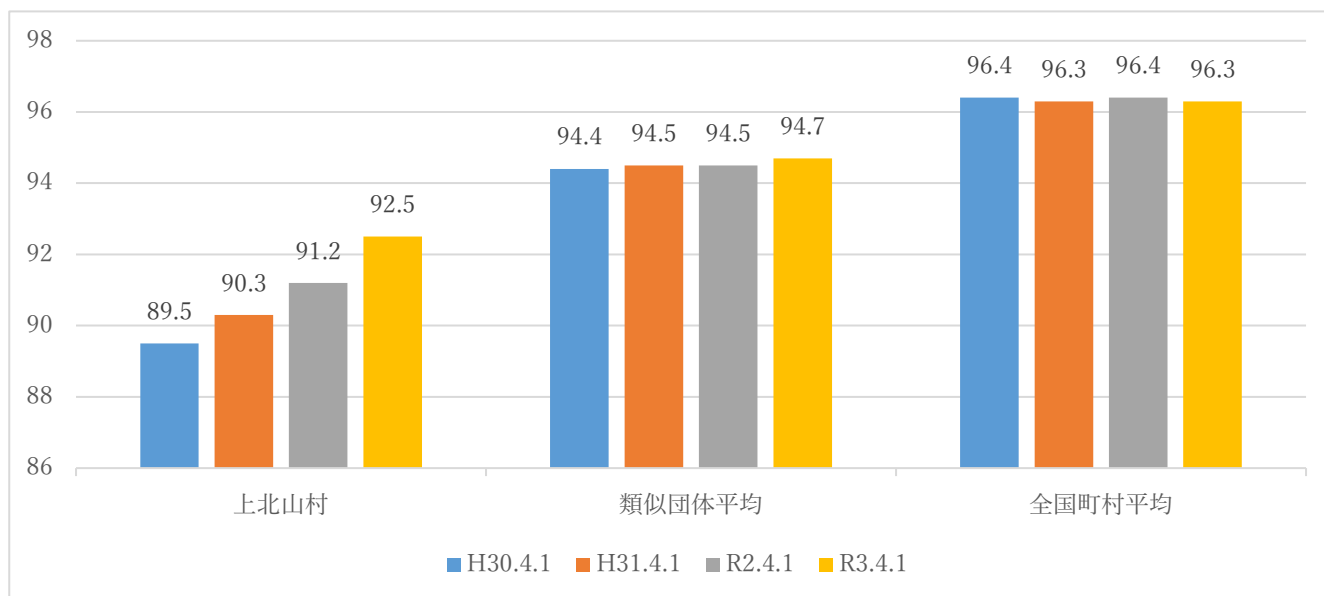
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和2年度	人 44	千円 134,587	千円 246,626	千円 52,352	千円 211,565

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)令和元年度平均一人当たり給与費
千円 4,808	千円 5,086

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①、② 経験年数の変動によるもの

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

支給なし

③ その他の見直し内容

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上北山村	38.4歳	269,439円	314,343円	294,751円
奈良県	42.4歳	314,797円	413,099円	361,699円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	40.9歳	291,694円	336,856円	318,644円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の職	平均年齢	平均給与月額	A/B
上北山村	※	1人	※	※	※	—	—	—	—
うち給食調理員	※	1人	※	※	※	調理士	45.7	287,100円	—
奈良県	54.2歳	55人	301,094円	367,346円	336,165円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,201人	286,947円	286,947円	328,603円	—	—	—	—
類似団体	47.9歳	2人	257,362円	285,120円	272,630円	—	—	—	—

(注) 1. 「平均給料月額」とは令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の平均である。

2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分		上北山村	奈良県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	188,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	145,800円	—
	中学卒	139,900円	132,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	240,666 円	—	※	—
	高校卒	—	—	※	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

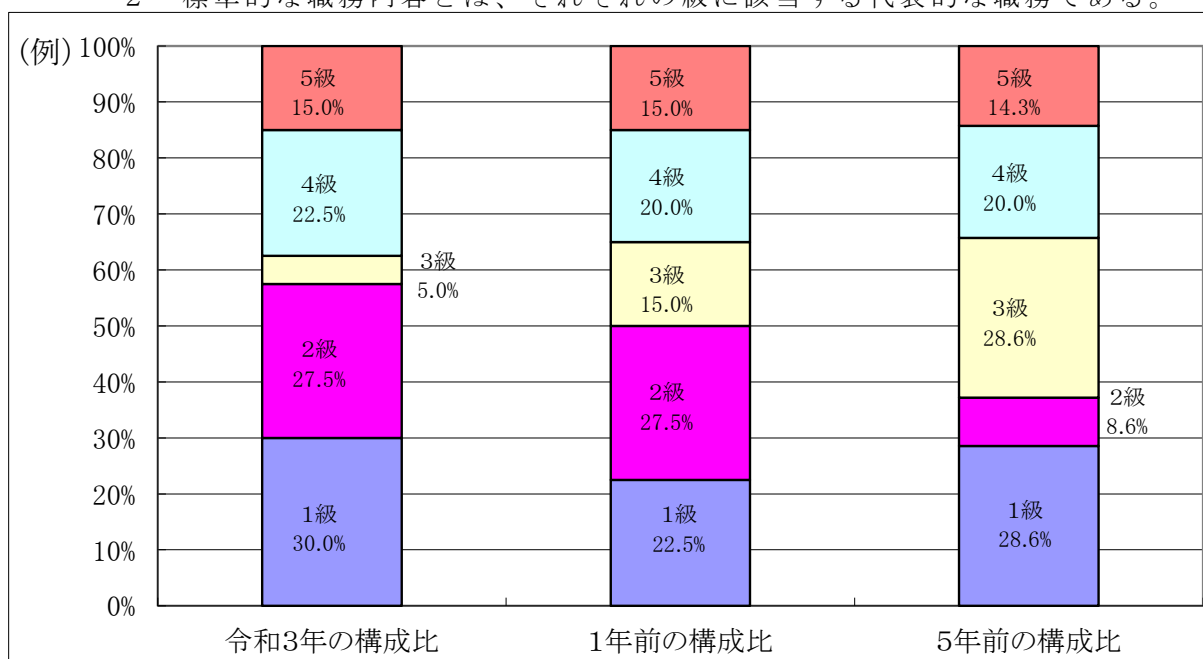
1. 該当者がいない場合については「—」としている。
2. 対象となる職員が2人未満の場合は、個人の特定を避けるため「※」としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

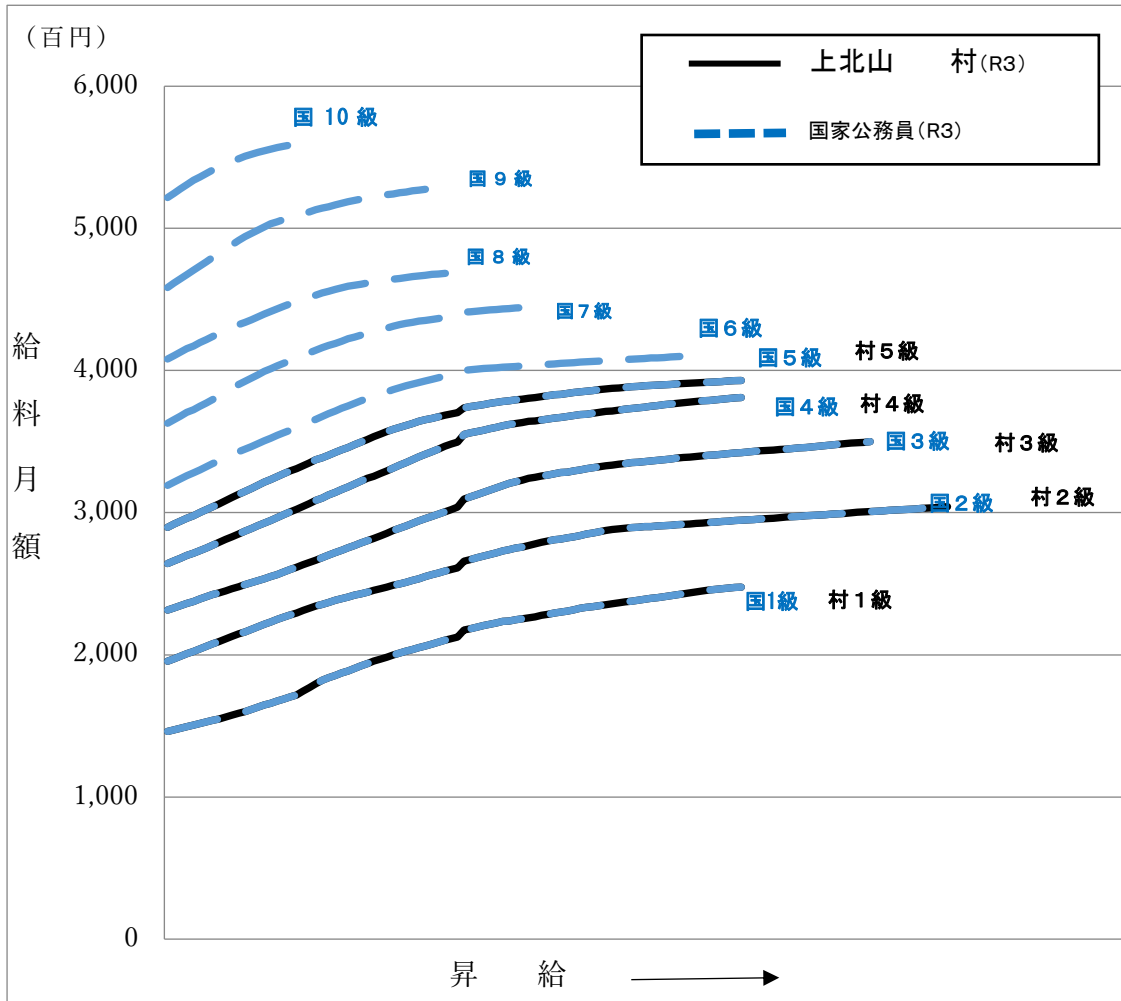
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事補・技師補 保育士	12 人	30.0 %	146,000 円	247,600 円
2級	主事・技師 高度の知識を有する 保育士	11 人	27.5 %	195,500 円	304,200 円
3級	主査 特に高度の知識を有 する保育士	2 人	5.0 %	231,500 円	350,000 円
4級	主幹・次長・局長	9 人	22.5 %	264,200 円	381,000 円
5級	課長・事務長・次長 ・局長	6 人	15.0 %	289,700 円	393,000 円

- (注) 1 上北山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（上北山村）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上北山村	奈良県	国
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,213千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,642千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 1.90月分 (1.40)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（上北山村）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

上北山村		国	
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875 月分		(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875 月分	
勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分		勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分	
勤続35年 39.7575月分 47.709 月分		勤続35年 39.7575月分 47.709 月分	
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分		最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	
その他の加算措置 (退職時特別昇給 2%~45%)		その他の加算措置 (退職時特別昇給 2%~45%)	
1人当たり平均支給額 1,635千円 17,725千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度及び元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		0%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度 決算)	左記職員に対する支給 単価
伝染病手当	伝染病に従事する職員	伝染病防疫作業	0千円	日額4,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	4,392 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	137 千円
支給実績（令和元年度決算）	6,208 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	182 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500円 ・扶養親族(配偶者除く) 1人につき 10,000円 (配偶者がいない場合の1人目) 10,000円 ・扶養親族(父母等) 1人につき 6,500円 配偶者及び扶養親族たる子が いない場合の1人目については 9,000円 ※満16歳の年度初から満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 	同じ	—	3,509千円	206,441円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家・借間の職員 (最高支給限度額 28,000円) ・月額27,000円以下の家賃 (家賃額-16,000円) ・月額27,000円を超える家賃 (家賃-27,000円)×1/2 +11,000円 	同じ	—	2,456千円	176,085円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車等使用職員 2 km以上距離に応じて支給 1,600円～25,280円 ・交通機関を利用する職員 最高支給限度額55,000円 	異なる	20%減額	3,681千円	94,385円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理監督の職にある管理職の職員に支給 課長級 46,100円 主幹級 31,200円 	異なる	支給額	6,222千円	444,442円
宿日直手当	1回4,400円	同じ	—	2,142千円	61,222円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	660,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 村 長		770,000円 /	455,000円
報 酬	議 長	200,000円	360,000円 /	140,000円
	副 議 長	170,000円	320,000円 /	115,000円
	議 員	160,000円	300,000円 /	100,000円
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(令和2年度支給割合) 3.35月分		
	議 長 副 議 員	(令和2年度支給割合) 3.35月分		
退 職 手 当	村 長 副 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	備 考	給料月額×在職年数×520/100	1,373万円	任期毎
		給料月額×在職年数×330/100	766万円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

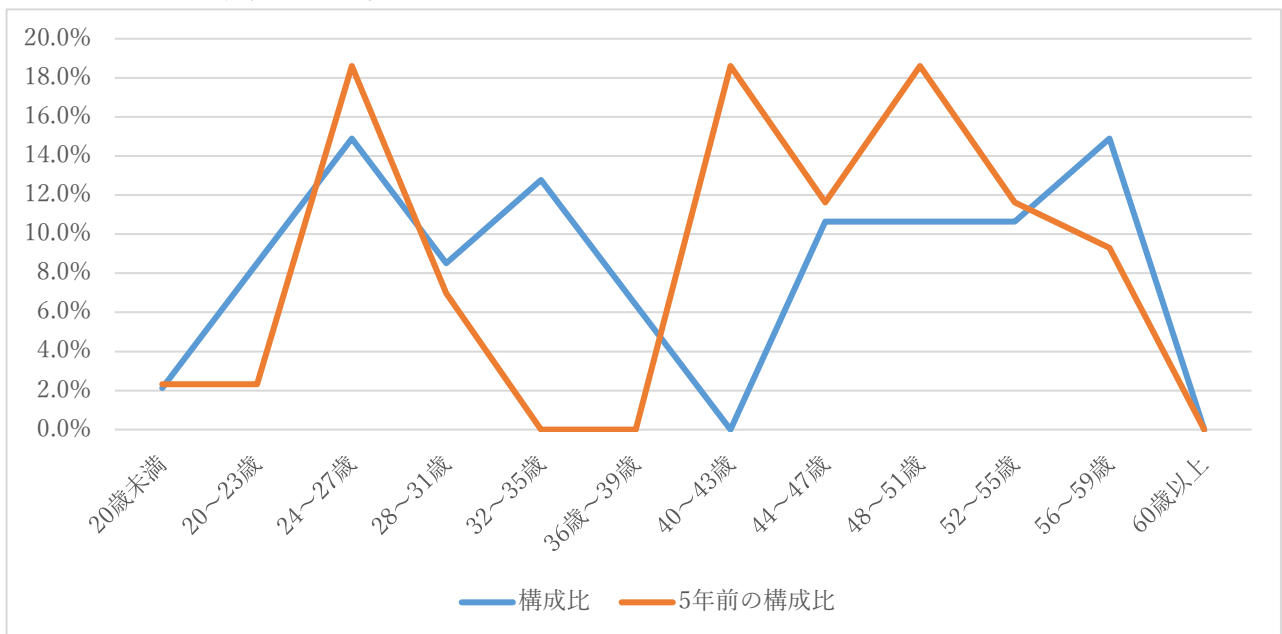
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年数	主な増減理由
			令和2年	令和3年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	人事異動に伴う増 機構改革に伴う増 退職に伴う減 退職に伴う減
		総務	9	11	2	
		税務	1	1	0	
		農林	3	3	0	
		商工	11	12	1	
土木		3	3	0		
民生	4	3	▲1			
衛生	3	2	▲1			
	計	35	36	1	<参考> 人口1万当たり職員数 751.56人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 257.00人)	
	教育部門	5	5	0		
	消防部門	0	0	0		
	小計	40	41	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 855.94人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 219.80人)	
公営企業等部門	水道	1	1	0		
	その他	5	5	0		
	小計	6	6	0		
合計		46	47	1	<参考> 人口1万当たり職員数 981.21人	
		[65]	[65]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 〜 23歳	24歳 〜 27歳	28歳 〜 31歳	32歳 〜 35歳	36歳 〜 39歳	40歳 〜 43歳	44歳 〜 47歳	48歳 〜 51歳	52歳 〜 55歳	56歳 〜 59歳	60歳 以 上	計
職員数	1人	4人	7人	4人	6人	3人	0人	5人	5人	5人	7人	0人	47人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	28年	29年	30年	31年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	29	31	31	31	35	36	7(24.1%)
教育	7	6	4	5	5	5	▲2(▲28.6%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0.0%)
普通会計計	36	37	35	40	40	41	5(13.9%)
公営企業等会計計	7	7	6	6	6	6	▲1(▲14.3%)
総合計	43	44	41	46	46	47	4(9.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。